

福島県傷病鳥獣保護等取扱要領

平成4年3月25日4森保第119号
(一部改正)平成8年4月1日8森整第257号
(一部改正)平成12年1月31日12環保第49号
(一部改正)平成28年3月18日27環共第3347号

(目的)

- 1 この取扱要領は、疾病又は負傷により保護された野生鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）について、自然界に復帰させるために適切な措置を行なうなど野生鳥獣の保護及びへい死鳥獣の拾得又は発見した場合の取り扱いについて定めるものとする。

(保護対象鳥獣)

- 2 この要領で取扱う傷病鳥獣とは、次に掲げる鳥獣以外の野生鳥獣で保護を必要とするものをいう。
 - (1) 狩猟期間に狩猟行為により負傷した狩猟鳥獣もしくは有害鳥獣の捕獲中に負傷した野生鳥獣
 - (2) 家畜・ペット（飼主等の判明しない場合・飼養を放棄した場合も含む）
 - (3) 各市町村の策定する被害防止計画の対象鳥獣及び地域において有害であるため救護対象から除くこととした鳥獣
 - (4) 外来種（特定外来生物及びその他の外来種）
 - (5) 感染リスクが疑われる種別
 - (6) 幼鳥（獣）

(傷病鳥獣の保護)

- 3 地方振興局長は、傷病鳥獣の発見者から連絡があったときは、発見者の協力を得ながら、傷病鳥獣の捕獲許可を有する次の者に傷病鳥獣の保護を行わせるものとする。
 - (1) 各地方振興局職員
 - (2) 鳥獣保護管理員
 - (3) 市町村の鳥獣行政担当職員（ただし、市町村の同意を得られた場合に限る）
 - (4) その他に必要と認められる者

(保護の判断)

- 4 前項の連絡を受けた地方振興局長は、当該鳥獣の傷病の現況を確認し、保護の要否を判定した結果、保護が必要と判断した場合は、鳥獣保護報告書及び搬送依頼書（様式第1号）を作成するとともに、野生生物共生センターへの搬送依頼を行う。
- 5 地方振興局長は、判定の結果当該地方振興局において応急措置等を行うことにより回復する見込みがあると認められるときはその措置を講じ、自然界に放鳥獣できるまで回復したときは生息環境に適した場所を選定して放鳥獣するものとする。

(発見者等の一時保護)

6 地方振興局長は、発見者が次の要件を満たし一時保護させることが適当と認められるときは一時的に保護させることができる。

(1) 発見者が善意により一時保護に同意すると認められること。

(2) 当該鳥獣の種類、性別、成育状態、傷病程度からみて一時保護が可能と認められるもの。

(3) 一時保護の条件

次の条件を承諾するものであること。

ア 一時保護した鳥獣が自然界に放鳥獣できるまで回復したときは、速やかに放鳥獣すること。

イ 放鳥獣するときは、生息環境に適した場所を選定して、原則として地方振興局職員の立合いのもとに行うこと。

ウ 一時保護した鳥獣が自然界に放鳥獣できないと判断される場合は、長期間の保護はしないで、速やかに野生生物共生センターに搬入すること。

エ 一時保護中にへい死したときは、その処理について地方振興局長の指示に従うこと。

オ 一時保護に要する経費は、飼育者の負担とすること。

(野生生物共生センターへの搬送)

7 地方振興局長は、傷病鳥獣が野生生物共生センターにおいて治療又は保護する必要があると認められるときは、生活環境部長に搬送依頼書(様式第1号)を送付する。生活環境部長は搬送依頼書(様式第1号)により同センターに搬入の手配をするものとする。

また、生活環境部長は同センターに搬入の手配を行ったときは、搬送依頼書(様式第1号)の写しを環境創造センター所長へ送付するものとする。

(治療、保護)

8 生活環境部長は、野生生物共生センターに収容された傷病鳥獣について、鳥獣保護台帳(様式第2号)を整理するとともに必要な治療及び保護を行うものとする。

生活環境部長は、野生生物共生センターに保護収容している傷病鳥獣について治療、完治状況の診断等必要とする処置について、野生生物共生センター獣医師に依頼するものとする。

(放鳥獣)

9 生活環境部長は野生生物共生センターに収容している傷病鳥獣が自然界に放鳥獣できるまで回復したときは、次により措置するものとする。

なお、生活環境部長は放鳥獣に係る措置の一部を野生生物共生センターに委任することができるものとする。

(1) 当該鳥獣を搬入した地方振興局長に通知し、引き取りを依頼する。

(2) 通知を受けた地方振興局長は、引き取った当該鳥獣が生息に適した環境の場所を選定して放鳥獣する。

(3) 生活環境部長は、保護収容している鳥獣のうち放鳥獣が困難な鳥獣については依頼を受けた地方振興局長に通知するとともに、適切な施設を有し飼養を希望

する者に譲渡することができる。

(台帳整理)

- 10 地方振興局長は、保護をした傷病鳥獣の対応について鳥獣保護台帳（様式第3号）を整理のうえ、保護の要否を判定するものとする。

(天然記念物)

- 11 地方振興局長は、文化財保護法による特別天然記念物又は天然記念物に指定されている傷病鳥獣の連絡があったときは、あらかじめ所轄県教育事務所又は市町村教育委員会に連絡のうえその指示を受け措置するものとする。

(国内希少野生動物)

- 12 地方振興局長は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定する「国内希少野生動植物種」の傷病鳥獣の連絡があったときは、あらかじめ生活環境部長に連絡のうえ、その指示を受け措置するものとする。

(へい死鳥獣類の取扱い)

- 13 地方振興局長は、野生鳥獣のへい死の拾得又は発見について届出があったときは次により処理するものとする。

(1) 鳥獣拾得届（様式第4号）を提出させるとともに、鳥獣拾得（へい死体）台帳（様式第5号）に記録し、死因等が違法によるものでないかどうかを調べること。

(2) へい死鳥獣の拾得は拾得者の所有物となるが、へい死鳥獣が「国内希少野生動植物種」である場合など、鳥獣保護行政上好ましくないと認められるときは、できるだけ所有権の放棄を含めて鳥獣行政に協力するよう指導すること。

(3) 拾得者が前項の鳥獣の所有権を放棄（又は所持を希望しない。）したとき、または保護中に死亡したときは、原則として焼却又は埋設処分をすること。ただし、学術上貴重なものについては、学校、その他公共機関等の標本等に利用するよう努めること。

(4) 拾得又は発見した鳥獣が、明らかに違法によりへい死したものでない場合、並びに鳥獣保護行政上特に支障がないと認められる場合で本人がはく製などの希望をするときは、鳥獣拾得届を受理した旨の証明を拾得者に交付すること。

(5) 特別天然記念物又は天然記念物に指定されている拾得鳥獣については、所轄県教育事務所に連絡のうえ、その指示を受け措置すること。

(報告)

- 14 地方振興局長は、傷病鳥獣の保護及びへい死鳥獣の届出の年間処理状況について毎年5月末までに前年度の鳥獣保護台帳（様式第3号）及び鳥獣拾得（へい死体）台帳（様式第5号）の写しにより生活環境部長に報告するものとする。

(保護状況報告)

- 15 野生生物共生センター獣医師は、毎月の傷病鳥獣の保護状況を月別保護状況報告書（様式第6号）により翌月の10日までに環境創造センター所長及び生活環境部長へ報告するものとする。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。